平成２２年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市山根543番地１
破産者　株式会社倉吉シティホテル
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢513番地
破産者　有限会社新藤商会
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第４６号
徳島県阿南市富岡町今福寺７番地の１
破産者　有限会社カメラのふくた
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５３８号
北九州市小倉北区中井１丁目31番６号
破産者　三共設計株式会社
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５８号
北海道小樽市祝津２丁目316番地
破産者　有限会社ナサフーズ販売
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第６０３号
盛岡市上太田蔵戸前56番地３
破産者　被相続人佐藤次男相続財産
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２２８号
山形県長井市緑町12番57号
破産者　有限会社イシカワ
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１号
栃木県真岡市荒町３丁目16番地１　細島住宅Ｄ号棟、破産手続開始決定時の住所栃木県芳賀郡益子町大字塙2803番地32
破産者　石川　喜一
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１５５号
千葉県印西市内野１丁目13番地４棟1001号
破産者　宮本　　学
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８１号
千葉県佐倉市生谷1373番地
破産者　真野　謙二
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１４９２８号
東京都品川区西五反田１丁目28番６号
破産者　株式会社マザーズ
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９９号
東京都世田谷区駒沢２丁目16番１号１階
破産者　医療法人社団染小歯科医院
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第８２４号
横浜市青葉区藤が丘２丁目44番地95
破産者　株式会社日中医療会
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０１３号
神奈川県相模原市東林間５丁目３番９号
破産者　株式会社ニック・リゾート
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８０号
横浜市西区北幸２丁目５番17号横浜ＮＳビル704号
破産者　株式会社オクト
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４０号
神奈川県藤沢市朝日町18番地の７グリーンパーク101号室
破産者　有限会社セブン
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８号
愛知県春日井市中央台３－１－２　中央台団地　第205号棟第402号室、開始決定時の住所岐阜県多治見市脇之島町７丁目31番地の１
破産者　ボンジョワ・ナガタこと　永田千鶴代
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５３７号
静岡県浜松市北区初生町1213番地
破産者　株式会社幸昭
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１３７９号
京都府久世郡久御山町田井新荒見111番地
破産者　近庄化学株式会社
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２５号
大阪府泉南郡岬町淡輪2925番地の８
破産者　株式会社誠組
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
大阪府和泉市葛の葉町178番地
破産者　株式会社泉陽建装
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
和歌山県新宮市緑ケ丘１－１－40貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所和歌山県東牟婁郡串本町串本814番地
破産者　枠谷　浩利
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部